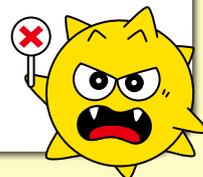


# ルール違反のごみを片付けるために、 たくさんの費用 **税金** がかかっています！！

一部のかたがごみを出す時間や分別方法を守らないために、多くの費用をかけて片付けています。  
ごみは正しい分け方・出し方で出してください。  
市民の皆さんのご協力をお願いします。

## 出し方の基本

- ステーションには曜日を守り、収集日の朝8時30分までにお願いします。
- 一般ごみは透明または白色半透明袋に、紙類を除く資源物は透明袋に入れて出してください。
- 事業所のごみは、ステーションには一切出せません。
- 乾電池は公民館などの施設で回収しています。



川口市ごみの  
分別ガイド



川口市家庭ごみ  
収集日情報メール



外国人向け  
ポータルサイト

ごみ出しのルールやマナーを  
外国語でわかりやすく説明する  
サイトです。



問い合わせ…資源循環課 ☎048-228-5370 FAX048-228-5322



## 11月はいじめ撲滅強調月間 ～川口市は、いじめのないまちづくりを目指します～

### ●いじめは人権を侵害する行為

いじめは、受けた子どもの心に、大人になっても消えない傷を残します。子どもたちが毎日楽しく、将来明るい希望を持って生活していくためには、子どもに関わる全ての人と関係機関などが、「いじめを絶対許さない」という意識を持ち、社会全体で向き合う姿勢が必要です。

### 川口市いじめから 子どもを守る委員会

法律・教育・心理の3人の専門委員が面接により丁寧にお話を伺います。悩みを抱えている本人を中心にして、取り巻く環境の整理をしつつ、その子どもの持つ回復力を引き出すにはどうしたらよいかという視点に立って、相談・支援を行います。

予約・相談はこちらから

☎048-258-4093

☎月～金曜日8:30～17:15 ※祝日、年末年始を除く

✉mamoru@city.kawaguchi.saitama.jp

※受信日から2日以内に返信(休業日を除く)

11月の面接相談日

11/2(水)、8(火)、17(木) ※予約制

### 川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例

平成29年4月1日施行

#### 条例のポイント

市や学校、子ども関連団体など、全ての大人が、「いじめは、どの子にも、どんなところでも起こる問題である」との共通認識を持ち、地域社会をあげていじめの防止に取り組むことができるよう、それぞれの責務や役割を定めています。

#### 取り組み① いじめ対応教員(市立学校各校)

- ・学校全体でいじめの防止に取り組むための中心的な役割を担います。
- ・子ども関連団体や関係機関などに対し、必要な措置や協力を求めます。
- ・「川口市いじめから子どもを守る委員会」などの調査・調整に協力します。

#### 取り組み② 川口市いじめから子どもを守る委員会

- ・法律・教育・心理の3人の専門委員(条例第18条の規定により選任)。
- ・子どもや保護者、市民のかたからのいじめ相談に対応します。
- ・必要に応じ、学校や子ども関連団体などへの調査・是正措置の要請などを行い、問題の解決に向けて取り組みます。

### その他の相談窓口

#### ●いじめ相談テレフォン

☎048-264-1510 ☎月～金曜日 9:00～18:00 ※祝日、年末年始を除く

#### ●いじめ相談メール

✉ijimesoudan@city.kawaguchi.saitama.jp

※氏名、住所、児童・生徒の在籍校名・学年を記入してください。



問い合わせ…青少年対策室 ☎048-258-1115 FAX048-252-7776